

		経済環境常任委員会	
平成27年 6 月22日受理		請 第 3 号	
件 名	「青少年健全育成基本法」制定について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 溝 口 幸 治			
<p>(要 旨)</p> <p>一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定するよう国に対し意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。しかし、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されている。地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等を初めとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されている。青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果さなかったゆえの結果と言わざるを得ない。これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきたが、今日では、その限界性が指摘されている。今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備である。健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要である。</p>			